

電子採決の実施について（案）

電子採決の使用に向けて検討が必要な事項

- 1 電子採決を用いる採決の範囲
- 2 採決方法の見直し
- 3 電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示
- 4 ホームページと会議録の掲載方法
- 5 会議規則の改正

1 電子採決を用いる採決の範囲

（現在の対応）

- ・会議規則第 62 条では、表決の方法について、起立又は投票から議長が選用するとされており、正副議長選挙、口頭による簡易採決を除く採決は、議会運営委員会で確認したうえで、起立採決を行っている。

（電子採決の使用）

- ・現在起立により行っている採決は、基本的には電子採決で行うこととし、これまでと同様に議会運営委員会で確認したうえで行う。
- ・議会としての意思を強く表明したい決議の採決など、特に起立採決を選用したい場合は、その都度議会運営委員会で協議のうえ、表決の方法を決定する。

2 採決方法の見直し

（1）見直しの必要性

- ・電子採決を使用することにより、傍聴者やインターネット中継を見ている方にとって議員別の賛否がわかりやすくなるなどのメリットがある一方、採決に要する時間が少し長くなること、押し間違いが発生する可能性があることなどのデメリットがある。
- ・時間短縮及び採決の簡明化による押し間違いの防止に向けた検討が必要である。

（2）見直しの内容

- ・請願について、委員会の決定が不採択の場合、不採択に賛成を諮り、否決されたら再度採択に賛成を諮っているが、委員会の決定が不採択であっても、議長が委員会の決定を述べたうえで、採択に賛成を諮るようにする。
- ・議案、認定についても、過去の例では同様に委員会の決定に対する賛否を諮っていたが、請願同様、原案を可とすることを諮るようにする。

(3) 見直しの理由

① 請願について

- ・採決がわかりやすくなるうえ、不採択が否決された場合に再度諮る必要がなく、時間が短縮できる。また、押し間違いを防ぐ効果が期待できる。(都道府県議会で唯一電子採決を使用している長崎県も、電子採決の使用開始時に、採択に賛成を諮るほうへと採決方法を変更している。)
- ・これまで不採択に賛成を諮ってきたが、可とするほうを諮ることを原則とする見解があり、愛知県、大阪府など、委員会の決定が不採択であっても採択に賛成を諮っている府県は多数ある。
- ・全国都道府県議会議長会に問い合わせたところ、委員会の決定によらず採択に賛成を諮るほうが望ましいとの回答だった。(同会が発行している議事次第書及び書式例においてもこの流れで記載されている。)

② 議案、認定について

- ・請願と同様の見直しを行う。

3 電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示

資料 1 - 2 のとおり

4 ホームページと会議録の掲載方法

(現在の方法)

- ・ホームページに議決結果と賛成、反対それぞれの数と併せて、賛成を○、反対を×等、個人別の賛否の状況を掲載している。
- ・会議録には、議長の口述のとおり(起立全員、起立多数、起立少数により可決又は否決等)に掲載しているほか、目次に〔可決〕〔否決〕等、結果を掲載している。

(電子採決を使用する場合)

- ・これまでと同様の方法とする。なお、議長の口述のとおり掲載するため、起立全員、起立多数、起立少数に代わり、賛否の数が掲載される。

5 会議規則の改正

資料 1 - 3 のとおり

電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示 (① 議案)

場面	議長口述等	議員の操作	スクリーン
採決の宣告	これより、採決に入ります。	—	議場の様子のまま
採決方法の宣告	採決は〇回に分け、押しボタン式投票により行います。	—	
採決する案件の宣告	(まず、又は次に) 議案第〇号 (から議案第〇号までの〇件) を (一括して) 採決いたします。	※退席又は除斥の場合は、案件の宣告前に退場	
委員会の結果報告	【委員長報告可決の場合】 本案に対する委員長の報告は (いずれも) 可決であります。 【委員長報告否決の場合】 本案に対する委員長の報告は (いずれも) 否決であります。原案について採決いたします。	—	
投票開始の宣告	【委員長報告可決の場合】 本案を (いずれも) 委員長の報告どおり決定することについて投票願います。 【委員長報告否決の場合】 本案を (いずれも) 原案のとおり決定することについて投票願います。		
投票中	押し間違いはございませんか。		賛成：緑 反対：赤 退席：茶 議長：青 欠席：グレー
投票漏れ確認	投票漏れはございませんか。間もなく投票を終了いたします。		
投票終了の宣告	これにて、投票を終了いたします。	終了宣告後は、押し直しは不可	
投票結果の報告	投票の結果を報告いたします。 賛成〇、反対〇 ※数を宣告する。	—	
議決結果の報告	【委員長報告可決の場合】 よって本案は (いずれも) 委員長の報告どおり可決されました。 【委員長報告否決の場合】 よって本案は (いずれも) 否決されました。	※退席又は除斥の場合は、結果の報告後に入場	

電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示 (② 請願)

場面	議長口述等	議長の操作	スクリーン
採決の宣告	これより、採決に入ります。	—	議場の様子のまま
採決方法の宣告	採決は〇回に分け、押しボタン式投票により行います。	—	
採決する案件の宣告	(まず、又は次に) 請願第〇号 (から請願第〇号までの〇件) を (一括して) 採決いたします。	※退席又は除斥の場合は、案件の宣告前に退場	
委員会の結果報告 投票開始の宣告	<p>【委員会決定採決の場合】 本件を (いずれも) 委員会の決定どおり採決することについて投票願います。</p> <p>【委員会決定不採決の場合】 本件に対する委員会の決定は (いずれも) 不採決であり、採決は採決について投票願います。本件を採決することについて投票願います。</p>	 <p>賛成及び反対のボタンが点滅したら、投票開始</p>	
投票中	押し間違いはございませんか。	 <p>押したボタンが常時点灯になる。 訂正する場合は、正しいボタンを押し直す。</p>	賛成：緑 反対：赤 退席：茶 議長：青 欠席：グレー
投票漏れ確認	投票漏れはございませんか。		
投票終了の宣告	これにて、投票を終了いたします。	終了宣告後は、押し直しは不可	
投票結果の報告	投票の結果を報告いたします。 賛成〇、反対〇 ※数を宣告する。	—	
議決結果の報告	<p>【委員会決定採決の場合】 よって本件は (いずれも) 委員会の決定どおり採決することに決定いたしました。</p> <p>【委員会決定不採決の場合】 よって本件は (いずれも) 不採決と (採決) することに決定いたしました。</p>	※退席又は除斥の場合は、結果の報告後に入場	

電子採決の手順、議長の口述及びスクリーンへの表示（③ 意見書・決議）

場面	議長口述等	議員の操作	スクリーン
採決の宣告	これより、採決に入ります。	—	議場の様子のまま
採決方法の宣告	採決は○回に分け、押しボタン式投票により行います。	—	
採決する案件の宣告	(まず、又は次に) 意見書案(決議案) 第○号(から意見書案(決議案) 第○号までの○件) を(一括して) 採決いたします。	※退席又は除斥の場合は、案件の宣告前に退場	
投票開始の宣告	本案を(いずれも) 原案のとおり決定することに ついて投票願います。	 賛成及び反対のボタンが点滅したら、投票開始	
投票中	押し間違いはございませんか。	 押したボタンが常時点灯になる。訂正する場合は、正しいボタンを押し直す。	賛成：緑 反対：赤 退席：茶 議長：青 欠席：グレー
投票漏れ確認	投票漏れはございませんか。間もなく投票を終了いたします。	—	
投票終了の宣告	これにて、投票を終了いたします。	終了宣告後は、押し直しは不可	
投票結果の報告	投票の結果を報告いたします。賛成○、反対○ ※数を宣告する。	—	
議決結果の報告	【可決の場合】 よって本案は(いずれも) 原案のとおり可決されました。 【否決の場合】 よって本案は(いずれも) 否決されました。	※退席又は除斥の場合は、結果の報告後に入場	

三重県議会会議規則の改正について

1 改正の理由

三重県議会会議規則第 62 条において、「表決の方法は、起立又は投票とし、議長が選用する。」とされており、さらに第 64 条により投票による表決を、「投票は、無記名とする。ただし、議決によって記名とすることができる。」と定められている。

電子採決は押しボタン式投票となるため、会議規則に押しボタン式投票を追加する必要がある。

また、今回の改正に併せて、第 100 条本会議会議録の配付についても、昨年度に実施した「三重県議会活動計画」の評価にあたって実施したアンケートの結果に合わせ、必ずしも印刷又は CD-R 等を配付しなくても、ホームページへの掲載での提供のみでも可となるよう、改正したい。

2 改正の概要

- ・投票に押しボタン式を追加
- ・押しボタン式投票での行動を規定
- ・簡易採決で異議があった場合の諮り直し的手段に押しボタン式投票を追加
- ・会議録について、印刷により作成した会議録の配付と、電磁的記録の提供（ホームページへの掲載）で足りるように改正

3 三重県議会会議規則の一部改正案

改正後	改正前
<p>(表決の方法)</p> <p>第六十二条 表決の方法は、起立又は投票とし、議長が選用する。ただし、議長は、便宜口頭で異議の有無を問い、これに代えることができる。</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、<u>起立又は押しボタン式投票により表決を採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第六十四条 投票は、無記名<u>又は押しボタン式とする</u>。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 <u>無記名投票及び記名投票に係る投票用紙は、別記の様式による。</u></p> <p>3 <u>押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は議席に取り付けられた賛成ボタンを、問題を否とする者は議席に取り付けられた反対ボタンを押すことによって投票する。</u></p>	<p>(表決の方法)</p> <p>第六十二条 表決の方法は、起立又は投票とし、議長が選用する。ただし、議長は、便宜口頭で異議の有無を問い、これに代えることができる。</p> <p>2 前項ただし書の表決において、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して異議があるときは、議長は、起立により表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第六十四条 投票は、無記名とする。ただし、議決によって記名とすることができる。</p> <p>2 投票用紙は、別記の様式による。</p>

(選挙規定の準用)

第六十五条 無記名投票又は記名投票による表決を行う場合には、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。

2 押しボタン式投票による表決を行う場合には、第二十三条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定を準用する。

(会議録の配付等)

第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成して、議員及び関係機関に配付し、又は提供する。

(選挙規定の準用)

第六十五条 無記名投票又は記名投票を行う場合には、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条及び第二十七条の規定を準用する。

(会議録の配付)

第百条 会議録は、印刷し、又は当該会議録に記載された事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を作成して、議員及び関係機関に配付する。